

日之影町農業委員会 第9回総会

開催日時 : 令和6年3月26日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
 工藤 昭一 山本 英二 矢通 広信 佐藤 陽子
 一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 押方 徹 中川 今朝久 甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : なし

議事日程 : ① 議案第29-1号

「農用地利用集積等促進計画の要請について」

② 議案第29-2号

「農用地利用集積等促進計画の要請について」

③ 議案第30号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④ 議案第31号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑤ 議案第32号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑥ 議案第33号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議長	<p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 4番 穂積 ミサ子 委員、5番 工藤 昭一 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。</p>
事務局	<p>議案第29号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。なお、議案第29-1号から議案第29-2号については、出し手が同じに関連しておりますので一括して審議したいと思います。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
議長	(議案第29号朗読・説明)
担当委員	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地については、事務局と3月8日に確認しました。 出し手の〇〇さんは〇〇さんの息子さんで〇〇にお住まいの56歳、奥さんとお子さんの3人暮らしです。現在、〇〇関係の仕事をされているようです。 受け手の〇〇さんは〇〇さんのお母さんで、〇〇さんが〇〇にお住まいで耕作できないため、公社を通して、母親の〇〇さんが借りることとなったようです。また、同じく受け手の〇〇さんは〇〇にお住まいで主に〇〇を作付けされています。 〇〇さんから〇〇さんへの相続が終わり、この2件での新規設定になってようです。賃借期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までです。 ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p>
委員	<p>〇〇さん名義の農地はこれだけですか。</p>
担当委員	<p>他にもあります。 他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)</p>
担当委員	<p>これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第29号「農用地利用集積等促進計画の要請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
担当委員	<p>ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第29号は、申請のとおり承認することに決定しました。</p>
担当委員	<p>次に、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案第30号朗読・説明)

議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	<p>現地については、事務局と3月11日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは、〇〇集落にお住まいの80歳です。 譲受人の〇〇さんは39歳、〇〇にお住まいで、以前許可をいただきました〇〇を計画されている方になります。 場所は、〇〇の近くになります。 申請地は現在〇〇さんが耕作されており、また申請地周辺に〇〇さんが〇〇を建設するため、今回の売買の話になったようです。 売買価格は8万円になります。 ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p> <p>他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)</p> <p>これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第30号は、申請のとおり許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案第31号朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	<p>現地については、事務局と3月12日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは、〇〇集落にお住まいの76歳です。主に、ほうずき・ダリア・自家用の米を作付けされています。 譲受人の〇〇さんは46歳、〇〇さんと同居しており、〇〇にお勤めです。〇〇さんの次女になります。3人兄弟で、長男・長女とも県外に出られているようです。 場所は、〇〇さん宅周辺及び〇〇集落に入る手前の左のダリアのハウスになります。 今回、〇〇さんから同居されている〇〇さんへ贈与することになったようです。〇〇さんは〇〇にお勤めですが、〇〇さんと一緒農作業に従事されています。 ご審議をお願いします。</p>
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	〇〇さんと〇〇さんは同居ですか。
担当委員	同居しています。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第31号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第32号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と3月15日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは、〇〇集落にお住まいの83歳です。
譲受人の〇〇さんは28歳、〇〇にお勤めです。〇〇さんのお孫さんになります。主に水稻を作付けされています。
場所は、〇〇集落内になります。
今回、将来を見越し〇〇さんから同居されている孫の〇〇さんへ贈与することになったようです。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 〇〇さんは結婚されていますか。

担当委員 独身です。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第32号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第33号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と3月11日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは77歳、〇〇にお住まいです。
譲受人の〇〇さん39歳、同じく〇〇にお住まいです。
場所は、〇〇の近くになります。
申請地の隣に〇〇を建築するにあたり、崖地から建物までの一定の距離を保つために申請地にブロック積を行うことになったようです。
売買価格は8万円です。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第33号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。
第9回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした
ありがとうございました。